

© The Tiffen Company, 2000

KODAK Color Control Patches

Kodak LICENSED PRODUCT

3/Color Black

White

Magenta

Red

Yellow

Green

Cyan

Blue

A

1

2

3

4

5

6

M

8

9

10

11

12

13

14

15

B

17

18

19

十五

万国图志

文政  
久元

萬延二年

特別
f2
1897
16



明治三十二年の事

明治三十二年  
16

ま

明治廿七年二月十五日  
あひねあき氏寄贈

門 卜 2  
號 1897  
卷 16

萬延二年 改元  
酉年 文久

- 一 町
- 二 町
- 三 町
- 四 町
- 五 町
- 六 町
- 七 町
- 八 町
- 九 町
- 十 町
- 十一 町
- 十二 町
- 十三 町
- 十四 町



十五 加修古碑記

十六 二月三日之紅石

十七 夏夏夏夏

十八 加修古碑記

十九 夏夏夏夏

二十 加修古碑記

廿一 即能開口文句

廿二 河能開口文句

廿三 三位有忠孝

廿四 河能開口文句

廿五 名女川

廿六 名女川

廿七 妙法施

廿八 名女川

廿九 五月廿日

三十 寺法

卅一 名女川

卅二 寺法

卅三 名女川

卅四 七月

卅五 名女川

卅六 秋

卅七 名女川

卅八 名女川

卅九 名女川

卅九 名女川

四十 名女川

卅三 名女川

四十四 名女川

四十五 名女川

四十六 名女川

四七 正月廿三日 樹林寺 寺堂上 辛巳 正月廿三日 樹林寺 寺堂上 辛巳 正月廿三日 樹林寺 寺堂上 辛巳

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '樹林寺' and '寺堂上'.

新正二 辛酉年 改元文久

正月十八日 樹林寺 寺堂上 辛巳

樹林寺 寺堂上

正月十九日 樹林寺 寺堂上 辛巳

正月十八日

正月十九日 樹林寺 寺堂上 辛巳

全活の方活大塔を通つ河の他書出之

不若同福寺河の役洲の河邊に舟あり十九日

家集り出た起此林寺分河代代河

此言船重の舟は活大塔河の河邊に

その他の上上

正月十九日

坊住部

二 正月十九日河の舟を以て

坊住部

林大學子

京都の河邊

河邊に舟あり河邊に舟あり廿一日熱出河

より舟あり河邊に舟あり廿一日熱出河

也舟あり河邊に舟あり廿一日熱出河

舟あり河邊

正月十九日

一 正月十九日河の舟

坊住部

林大學子

但馬より後山渡りて西書院宮内道に到りて  
宿りて其地を以て以上

正月廿日

此書院の事

京都の事

即後山渡りて西書院宮内道に到りて  
廿二日山渡りて宿りて其地を以て以上  
之を以て以上

右より山渡りて西書院

正月

今為京都の事

西書院の事  
後山渡りて宿りて其地を以て以上  
想出此の事

但馬山渡りて宿りて其地を以て以上  
也  
此書院の事

一 正月廿七日(西)

坊以り候

林六学汰

文恭院縁取或後寺田中忘所(注)りて身  
別紙にて浪島屋(注)り候以て身(注)り候  
取(注)り候以て身(注)り候

正一月廿七日

口上書付

貴

一 正月廿九日(西)

折上書

口上書付候に依り候はる候に  
還事以候縁取候に依り候

一 正月三十日(西)

口上書付候に依り候はる候に  
還事以候縁取候に依り候

還事以候縁取候に依り候はる候に  
正月二日



二日在每日之内以今午後相考  
病日  
汝其年結ておしん事

正月

一五  
一 正月中七、八、九、十、十一、十二

おしりめ

林上學次

對しては、病の治りの事、言ふ色さる事  
病の治りの事、言ふ色さる事

正月廿七日

おしりめ

おしりめ表

出所して出所して、四時孫の事

正月廿七日

一六  
一 正月中七、八、九、十、十一、十二

正月朔、月は出れ、其の治り、是又、此は事  
相解、其の事、出所して、病、同日、此は、何事  
病、此は、何事

正月廿一

二月廿七日 七 江戸府下野野村の海野の地蔵

町ありぬ

林大 景古次

大野楳城改去之居其地属つゝ別紙  
邑を遺る方東都てなるとな信し其地先  
考しんる居にたてらるる地を屬つ一方に  
呼出たなりしとていふるしんは此所は記さ

二月廿

一 寺ノ名係りしもの之は修音よりて之をいふ

大之尾に多向の

平人種  
和学河沿

町守部 海保氏

武列前名部  
平河守部 武部  
地也

志之部 海

有るおのり候者しるる古道人の事係明く有  
以時抄所よりして之を記すなりし中河守部也

二月廿

右呼出方有る事深人かたき事と云ふ事連  
大久保長久保の事と云ふ事一處に事と云ふ事  
事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事  
事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事  
事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事  
事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

新法神の地  
即ち新法神  
子川岸の地  
地と云ふ事と云ふ事

こと

右呼出方有る事深人かたき事と云ふ事連  
以上

二月廿

新法神の地  
即ち新法神

大久保長久保の事と云ふ事と云ふ事

事

一和治去申年八月中吉田郡よりその  
白米と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

万又二書其山後日人可之也色お遠世  
ウ身ふ成く色山紀くはきふ又ふお全  
造る山品くふ好お書し世後之書ふ  
分書之九く山元ふ好食申之其は終山紀  
二書七の十ふ山以上

お清りお色お遠世  
山門歩山新山

忠告之御書

山門歩山新山

二月廿二日

前書之色お遠世之山以上

山門歩山新山

忠告之御書

山門歩山新山

山門歩山新山

一山門歩山新山

山門歩山新山

山門歩山新山

山門歩山新山

山門歩山新山

山門歩山新山

二月六日

和州新野

二月六日 和州新野 和州新野 和州新野

和州新野

和州新野

和州新野 和州新野 和州新野 和州新野

二月六日

和州新野

和州新野

和州新野

和州新野

和州新野

和州新野 和州新野 和州新野 和州新野

二月六日

右呼出の明言... 物... 此... 此... 此...

是

一秋... 十月... 白... 白...

何ん... 盗... 并... 草... 用...

二月七日

此... 此... 此... 此...

前々より色紙通すべく候上

平八郎  
和子御前

好侍御前

お蔭様承り申

右の通り申す所候へども

初より後地味忠告御前より仰せ給ふ所  
と申す大之原を御前より仰せ給ふ所  
は知別紙に色紙の紙書申す所候へども  
右の通り申す所候へども

二月七日

好侍御前

右の通り申す所候へども

一九  
二月八日学問所御前御前

好侍御前

御前御前

尚月十九日新集より仰せ給ふ所候へども  
衣紋御前より仰せ給ふ所の御前御前  
は候及出候上

二月八日

右の如し其の如く大なる者例へて是れ也

尚衣及び日之御門の姓名

○之院

海に渡りて他を

石巻市に在り

福名寺に在り

青島原に在り

福名寺に在り

三ノ宮に在り

石巻市に在り

石巻市に在り

川

右の通りを以て上

右二月

坂本

十二日

林六子氏

坂本

石巻市に在り

河原に在り

石巻市に在り

二月八日



東洋平議の旨を述べたるを

其の要旨を記す

清國の支那に對する主權は法律上認められて居るが、  
支那の國境は東に對しては海峽を以て、西に對しては陸地を以て、  
南に對しては海峽を以て、北に對しては海峽を以て、  
支那の支那に對する主權は法律上認められて居るが、  
支那の國境は東に對しては海峽を以て、西に對しては陸地を以て、  
南に對しては海峽を以て、北に對しては海峽を以て、

此書編纂

魯西亞國

魯西亞國は帝國の南に在り、其の國境は東に對しては海峽を以て、  
西に對しては陸地を以て、南に對しては海峽を以て、北に對しては海峽を以て、  
魯西亞國は帝國の南に在り、其の國境は東に對しては海峽を以て、  
西に對しては陸地を以て、南に對しては海峽を以て、北に對しては海峽を以て、  
魯西亞國は帝國の南に在り、其の國境は東に對しては海峽を以て、  
西に對しては陸地を以て、南に對しては海峽を以て、北に對しては海峽を以て、

子細ありてよく嬉しくしき開くべし此類を延ん  
んあるを心む当妻細く事柄に我れ  
國事務に関りて老中へ世出の事安ん  
對馬より貴國の國事務を長へり入  
有りし御下懇親の定む以承候ありん  
らんと心じ且貴國の平安と後代に志

併口蘭西國

同ふ云

併口蘭西國事務に中しき事庫おしし新橋の  
港と開き我國と貿易の事同す候

親利太泥臣國

同ふ云

親利太泥臣國女王御下に中しき事庫おしし  
新橋の港と開き我國と貿易の事同す候

阿蘭陀國

同ふ云

阿蘭陀國の御下に中しき事庫おしし西海各の  
港と開き我國と貿易の事同す候

亞墨利加國

同文云

亞墨利加國大總統御下に中しき事庫おしし  
新橋の港と開き我國と貿易の事同す候

おしよるにちあふあふの編日日十下三  
御座りては御業五通下業扱出は御座る  
おゆえ

ちん  
ちん  
旧案

普西亞國

普西亞國

普西亞國市陛下に下次我國と普西國と條約と有結  
ひしより其の事務漸くは次第と得て  
條約の書に載記高きるく是を説くはあり  
ぬるゆゑは條約の中き存不し西海岸の

港外開きしにえ大坂の市町もく外國の人  
其の商人業は其のるは條約に相ひはる  
所よりしてすはるは條約のたふありて  
至る期と進むに似たるのあり事ゆゑは外國の  
事務に關する我れ中へ世に和を安んずる  
る普西國の外國事務大臣より入るるに陛下  
新々として其の事とせむにむかひてと求む  
且普西國平安と見祈る也

親利を況無國

西念ハカ方 文字多

<sup>恭</sup>親利を況無國女王陛下に申上り我國と貴國と  
 條約とを結ばしむるに其數々の事務漸く  
 増序と成りて條約の書に載るべき方ハ是と施  
 行せしむるに彼條約の中ニを序ねしむ  
 鴻の港に開港せしむるに江戸大阪の市所として外國の  
 人との商人業は皆心一し爲りしむる如く  
 行ふらんことを願はしむるに其の如く知れり用く

- 一、期と延びし其の如く事ハ一ハ
- 一、外國の事務に關し我々中之世其の如く
- 一、對馬と我が國との邊國守長に申上り
- 一、陛下に御下知し其の如く事ハ一ハ
- 一、求むる貴國の安を是祈る也

阿蘇國

西念ハカ方 文字多

<sup>恭</sup>阿蘇國王陛下に申上り我國と貴國と條約とを  
 結ばしむるに其の如く事ハ一ハ

。ハテシテ條約のありに載れどもその右方に且て條約  
に於てあるべきに於て條約の中を存するに西海  
岸の諸島開きしは江戸大阪の市を以てして外國の  
人之の商ふ業に當むるを見らざるは其の如きもの  
如きものとしてんことをせざるものありて其の如く  
同くあるに期と近むるに依てや。然る事其の如く  
外國の事務に因りて我々中々其をわき安ふ  
勢ありしより我國に當るの吾國に當るより入へりて下

る。~~~~~  
ハテシテ條約のありに載れどもその右方に且て條約  
に於てあるべきに於て條約の中を存するに西海  
岸の諸島開きしは江戸大阪の市を以てして外國の  
人之の商ふ業に當むるを見らざるは其の如きもの  
如きものとしてんことをせざるものありて其の如く  
同くあるに期と近むるに依てや。然る事其の如く  
外國の事務に因りて我々中々其をわき安ふ  
勢ありしより我國に當るの吾國に當るより入へりて下

佛英西國

西國

佛英西國の如くは我が國と吾國と條約と  
に於て條約の書に載る處を以てして其の如きもの  
を得て條約の書に載る處を以てして其の如きもの  
を得て條約の書に載る處を以てして其の如きもの  
を得て條約の書に載る處を以てして其の如きもの  
を得て條約の書に載る處を以てして其の如きもの

この商人等と苦むるに洋を拒むるに似  
まはむとせむる後の事ありく事く用く  
るに如とせむるに似むるに似むるに似  
外國の事等にありけるに似むるに似むる  
安慶對馬より我國を爲の貴國に在るに似  
るに似むるに似むるに似むるに似むるに  
まはむとせむるに似むるに似むるに似  
むるに似むるに似むるに似むるに似むる

臣等が如く

の事く

<sup>恭</sup> 臣等利和合衆國大統領の<sup>部下</sup>に於て我國と貴  
國と條約を面談し、その事柄の事等  
るに似むるに似むるに似むるに似むるに  
大の事柄は是條約にあり、其の事柄は  
中に無存なはし新海の港に用ひます、  
大阪の市所より外國の人々の商人等  
むるに似むるに似むるに似むるに似  
まはむとせむるに似むるに似むるに

むらたのふたふたをうける事、明の外國の  
事務に關する我輩中、之世大和を安んずる  
馬より貴國外國事務大臣より入る  
六の親しく、茲に之を以て、むらたの  
六とを求む、且貴國平安とそ祈也

一月四日所城法を信より、中城法を信より

おしり殿

と期は多岐出如く、其事務業の自づから

恭しく、中城法を信より、中城法を信より、中城法を信より

所城法を信より、中城法を信より

上

二月四日

中城法を信より、中城法を信より、中城法を信より、中城法を信より

十一  
二月十九日馬場所へ参りて

三

参りて

所へ参りて  
西へ通上細紙を張る  
召置参りて

二月十九日

坊主

十二  
二月十九日

坊主

林大

二月十九日  
坊主

二月十九日

坊主

二月十九日

二月十九日



京都府府と云 清出の事

二月

十三  
二月十九日 小倉より上

おとりり

林大子次

別紙に記す之は原長中流より下りて  
此の事候も是れ之の事也 相違なく  
子より下り候は上

大倉屋より

少子候  
和名所附

おとりりの借尾

長分府本部  
平河寺の形

地中

是れより

こ

右の事候も是れ之の事也 相違なく  
子より下り候は上

二月十九日

二月廿一日 <sup>上野</sup> 江戸 長生園の 言の忠告り毎々  
と云ふ 江戸の 長生園の 言の忠告り毎々

武分長生園  
子川舟の舟  
江戸の舟  
江戸の舟

此の江戸舟の出方別長生園の言の上

西二月廿一日

長生園の言の上の言の上の言の上

中

江戸

此の江戸舟の出方別長生園の言の上  
江戸の舟の出方別長生園の言の上  
江戸の舟の出方別長生園の言の上  
江戸の舟の出方別長生園の言の上  
江戸の舟の出方別長生園の言の上  
江戸の舟の出方別長生園の言の上  
江戸の舟の出方別長生園の言の上  
江戸の舟の出方別長生園の言の上  
江戸の舟の出方別長生園の言の上  
江戸の舟の出方別長生園の言の上

二月廿一日

江戸

五  
二月廿九日 海古史記

二月廿九日

林正學記

大和寺後山海古史記  
定本以上

二月廿九日

大和寺後山海古史記

二月廿六日

大和寺後山海古史記  
定本以上

二月廿六日

山目外中

林正學記

海古史記

大和寺後山海古史記  
別方影影

大和寺後山海古史記

地を標別し以

思ふ所を後知し外に百石以下は由緒  
之由り并に家人の由緒を以て 押付百石  
下は之のまゝ金に之を以て 押出は  
厚 押出は之を以て 押出は  
其儘の如くは格の如く百石以下は  
有しと云ふは急度由緒を以て  
系之を以て云ふは格の如く

右と通へりて之相解は

二月

今から 押出は格の如く  
押出は格の如く

- 一 百石 全石あり
- 一 百石 全石あり
- 一 百石 全石あり
- 一 百石 全石あり
- 一 百石 全石あり

一 手紙の紙裁とるに紙は二枚あるを指す  
一 年

一 返細く書くと申すは去年より十七年減た

一 右の通下と相心取

二月

今為に 作出の石俵以下にその年金額  
合方と通交九方おのり動意を以てし後

一 石俵より 金十両

一 石俵より 金八両

一 石俵より 金七両

一 石俵より 金六両

一 石俵より 金五両

右の通下と相心取

二月

此方の石俵に 作出の石俵と申すは去年より

以下は若くは改められたりして老中・水戸の御  
美年御中しといふおぼし

但此の所しむとて改められたり

お細く様で候

右に通らうりおぼし

二月

十五  
二月の初らうりおぼし

おぼし

林大守

別紙に通大之儀を記す  
其紙に記す儀は  
以通に概合し言ふた

二月

又名簿を記す

半人帳和名所  
町内あり候地  
或は存名部  
長門寺の御  
地  
おぼし

二七

右におのり候男は言はれ連入る候由御  
申付批紙方より申出候由御申付候  
事如し

二月廿日

申付候に御期より申出候事  
御申付候事御申出候事  
御申付候事御申出候事  
御申付候事御申出候事

一三月初の八日御申付

御申付

林不孝次

別紙に通共久原長五郎より申出候事  
事成候事候事御申付候事  
御申付候事御申付候事

二月廿日

久原長五郎

此川舟の形柄  
少年人候御申付候

坊次郎 赤松  
の屋敷  
坊次郎 赤松

右ノ中ノ所ノ後有之者百五ノ連ノ人其後ノ時ニ  
由時杜之方ニ自之出之松林ノ一ノ中ノ後ニ  
出

二月朔

〇也

坊次郎 赤松  
坊次郎 赤松  
坊次郎 赤松

坊次郎

坊次郎 赤松  
坊次郎 赤松  
坊次郎 赤松  
坊次郎 赤松  
坊次郎 赤松

二月二日

坊次郎

坊次郎 赤松  
坊次郎 赤松  
坊次郎 赤松  
坊次郎 赤松  
坊次郎 赤松

上包

坊次郎 赤松  
坊次郎 赤松  
坊次郎 赤松  
坊次郎 赤松  
坊次郎 赤松

坊次郎 赤松  
坊次郎 赤松  
坊次郎 赤松



行以部 和名 〇由信記  
或別名 和名 〇由信記

〇〇〇〇

右ノ書今二日申出シテ

二月二日

和名 〇由信記

和名

和名 〇由信記

以二日申出シテ和名 〇由信記  
此ノ書今二日申出シテ和名 〇由信記

和名 〇由信記  
此ノ書今二日申出シテ和名 〇由信記

二月二日

和名 〇由信記

和名 〇由信記

一 六

二月二日申出シテ和名 〇由信記

今日申出シテ和名 〇由信記  
此ノ書今二日申出シテ和名 〇由信記

臨中上下三上

二月二日

坊以郎

十七  
一二月八日以前は是迄新著を一通り見出

身類不足

新著下冷化は有り出集より有り是年にも是迄  
相用し不仕故に新著以上

二月

坊以郎

十六  
一二月十日以前は是迄

坊以郎

坊以郎

大所並城政大之原は是迄有り  
戸集は外取部と有り及至は信は是迄有り  
一二月十日以前は是迄

二月十日

大之原は是迄有り

坊以郎  
坊以郎  
坊以郎

五門寺の形跡  
地志  
志者  
二七

昔より此の地界は昔は五連入の地明寺なり  
四村地志云はるに生か松木部なり今に於て

三月十日

此の地界は昔は五連入の地明寺なり  
昔より此の地界は昔は五連入の地明寺なり  
二月十日

此の地界は昔は五連入の地明寺なり  
昔より此の地界は昔は五連入の地明寺なり  
二月十日

二月十日

十九  
二月十五日

二十方是會就今日六月五日  
西書而之是會用之格  
研丸均 五定不引為也凡  
今明方中  
うがは出の我わらも可  
山形丁吉平以上

二月十五日

おひりり

林出學以

西洲之礼 新古と二月十日  
仍古書と是也

二十

二月 日西村田吉清為  
新古と二月十日

形通 是也  
中より根初  
新古と二月十日

西洲

私申候大由為以  
二月五日  
研及梅月  
北相包給りる  
以上



繪河まゝに其まゝに時流るるに似しと云

三月廿一日

三月廿一日の夜より夜明け迄の間に

おぼりぬ

林大孝以

本月二十三日夜目西能く分五時至四時七  
時迄明先死うらげぬ

一翌之日の夜北西風中より氷霜出ぬる所見  
多し其の夜もあつた

廿三

四月九日午時を過ぎたるに

西風極寒なり

其の夜は坊々氷出たり分五時迄は  
在りて入ぬ物も少しありて  
重なる所ありて

廿四

四月九日の夜は

眼縁地を乾かす

高石信

外子高石信也

半之信  
和名所  
高石信

高石信

半人  
高石信  
高石信

高石信

半人  
高石信  
高石信

右通徳信也

文吏元百四年四月

高石信

信高石信

高石信

高石信

一廿  
四月廿二日

高石信

高石信

高石信

高石信  
高石信  
高石信

五粒の粒は湯のり言ふも海に流るは  
日尚方々の他は年終るなりぬ  
江村の粒はかきぬるも  
多粒の粒はかきぬるも  
上

四月十一日

廿六

四月十一日 金田河舟八河の遊

おしり飯

林上學乳

其降は下金うお海は不明十二日  
おしり飯

四月十一日

おしり飯  
おしり飯

おしり飯

おしり飯

おしり飯



覺

一金箱

有七

書通之通西河

文久元年四月十六日

坊以郎平

廿七

四月廿七日

...

...



...

四月廿四日

坊以郎

廿六

四月廿六日

...

...

...

...

少彦彦... 後者... 徳太郎... 長上... 少彦彦

江月廿六

少彦彦... 月...

少彦彦... 郎

少彦彦... 月...

少彦彦... 月...

少彦彦... 郎

少彦彦... 月...

少彦彦... 月... 地... 少彦彦

所り、原公の所、指、た、一、年、外、の、  
口、外、の、上

口、外、の、上

一、<sup>廿九</sup>、五月、卯、の、日、午、の、刻、に、所、の、所、に、出、る

以、方、の、礼、に、出、る、一、日、に、所、の、所、に、出、る、  
兼、て、身、に、所、の、所、に、出、る、一、日、に、所、の、所、に、出、る、  
の、中、に、上、の、上

二、<sup>三十</sup>、五月、卯、の、日

坊、以、郎

一、<sup>三十</sup>、六月、午、の、日、の、所、の、所、に、出、る

坊、以、郎

坊、以、郎

寺、社、寺、の、板、金、用、筋、の、り、別、紙、に、通、す  
越、少、年、馬、お、お、り、の、所、の、所、に、出、る、一、日、に、所、の、所、に、出、る、  
一、日、に、所、の、所、に、出、る、一、日、に、所、の、所、に、出、る、  
一、日、に、所、の、所、に、出、る、一、日、に、所、の、所、に、出、る、

坊、以、郎  
坊、以、郎

坊、以、郎

拙者掛当の時年... 大石... 謝祭... 大石... 國之... 中山... 七書...

...及...

六月

...

...

...

...

...





石川りぬ  
新田屋敷

研上學以

嘉定公様より書きてある由に申す事は言ふ  
迄候お物五時と申出候事し向てお深沈  
向物候下上は候に申候は申候事し  
是出候候と申候事候に申出候事し  
扱候事候一書候事し申候事候  
此後申候事以上

六月十日

石川りぬ

石川りぬ

石川りぬ

嘉定公様より書きてある由に申す事は言ふ

以上

六月十日

三  
六月十日

石川りぬ

林友學以

別紙の事等事通のりたるをら冊に記す  
一 後件 前向使神にうり物とて記す

六月廿日

六月廿日 臣等所成の所の事等事

尚子月分の事等事物等事等事  
記入御事等事等事等事等事  
この姓名等事等事等事等事

名等事等事

名等事等事

名等事等事

名等事等事

名等事等事

名等事等事

名等事等事

名等事等事等事等事等事  
名等事等事等事等事等事  
名等事等事等事等事等事



その口斜く時代を新編し撰す此の  
尸出ま方於は入月毎何事んんう尸出  
美之方とせしひんてう解もこの尸出ん  
家年又若ふと入念う遂に性美何ん  
海に勿何ん其の海に性美何ん  
この由事この也

二月

六月十九日 大町 船の海に七舟

万石より下尾捕りてを感て外望しを人者并  
田端不知浪人又も程と解ん法人も此の  
中間中若ふ一印も重尸出ま方何ん  
何んて細み此のこのも其か尸出ま方何ん  
世活脚一歳をとおぬり檢之をよるお通し  
系紅方と解ん何ん此の何ん何ん何ん  
歳をいふ何ん何ん何ん何ん何ん何ん  
第七百何ん何ん何ん何ん何ん何ん何ん

西もこの御方の多き方と申す  
しゆの言を聞くこと  
おとほひ人 法事以法物に  
おとほひの御ことと申す

六月

三  
六月廿二日 御出立の御事

申すに御事と申すは御事  
と申すに御事と申すは御事  
と申すに御事と申すは御事

六月

六月廿二日 御出立の御事

御出立の御事と申すは御事  
と申すに御事と申すは御事  
と申すに御事と申すは御事

小十郎  
和生

坊以郎

御出立の御事

共方何の事

日 林井庵西行記

無題の用也行行集

之月仁之

可然と通縁絶て後定り事元房の書九と

以て縁絶て此後下河

其方の事却り事元房の書九と通縁絶て後定り事元房の書九と

十四

一七月十日の河内河記法九と通縁絶て後定り事元房の書九と

河内河記

林大寺以

別紙之通石及同高古事下事一管束  
紙中作長巻の巻子下河内河記

七月十日

別紙之通石及同高古事下事一管束

七月十日の河内河記法九と通縁絶て後定り事元房の書九と

送り北下事元房の書九と通縁絶て後定り事元房の書九と

多分之人河内河記法九と通縁絶て後定り事元房の書九と

并新抄和事元房の書九と通縁絶て後定り事元房の書九と

十五

志若り母此分お侍上差之所或地信  
多を指方の長知ん月と来一平の所人別  
而入り給下おの秋入下しはしる意送り  
一礼申候

文之元酉年七月

此所の家  
不候之日

不名存加し候

廿六

八月之日秋意夜候火事ありし事

此所り候

知事此所

尚月十下初集の 此所は為能く守り  
衣及び目可なり知つ人々も出たり候  
此所なる事不以上

八月之日

此所中一守事と云 衣及び目可なり知つ人々も出たり候  
衣及び目可なり知つ人々も出たり候

此所此所

不名存加し候

廿七

新嘉坡の船が来りし夜、  
一馬場所へ移りて上細重の杉並乾

初子河原屋力申定ししを後子に金

相

相田 祐也  
川上 文吉  
相田 祐也

廿八

九月廿八日

九月八日

坊次郎

上細重の船が来りし夜、  
初子河原屋力申定ししを後子に金  
初子河原屋力申定ししを後子に金  
初子河原屋力申定ししを後子に金

坊次郎

坊次郎

別紙の通り申上り候事候に書取し候事候に

尤急内申（そのまゝ）原調在年使申（そのまゝ）  
九月十日

九月十日

送

一人病後一名小室系傳と相唱合申  
馬右とつり氏より相唱合後（そのまゝ）右と通  
相唱合後と御申申中申お申（そのまゝ）且右傳  
と傳申より一人病と奉右唱合申事（そのまゝ）

以心之年

右の如く方たしとて治也

一人病後一名小室系傳と相唱合申  
久公文様二年小室系氏治が傳（そのまゝ）且歌（そのまゝ）舞陣  
功初と申（そのまゝ）伊豆並道（そのまゝ）の陣と傳聞と申（そのまゝ）申  
より小室系傳と自然唱合申事（そのまゝ）と申存（そのまゝ）申  
為大一人傳し唱合（そのまゝ）後古よりし唱合（そのまゝ）申  
後傳申（そのまゝ）此後古申書於（そのまゝ）一与是也（そのまゝ）

平のこころに  
加ふるより  
存せしむる  
我れも  
清も  
通は  
ウー  
の

文  
即  
の  
平  
方  
之  
通  
七

九月十二日

白河邸

一九日午吉 冬の日向年計又之願事 白河邸より

百景の花柳言ふる者御上

法府中冬の日向年計

兼今少秋信

徳令年冬計又

外 山形之法し高き あり信年法大平

明をとも高田る冬より切年法大平知事也

明を併し

あふ元西年十月

林大平 白河邸

東原源兵衛

上野新右衛門

表書より色しるる御上

林大平 既平

四十一  
十一月七日 秋の日向年計

明を併し

林大平 既平

平之為に格の信し高き 病字表大平



此書は先此種ありて自らいふことなるを  
るるありてその時その途程出行する所を  
既にして其の趣ありて自らいふことなるを  
是も亦其の趣ありて自らいふことなるを  
出行する所をいふことなるをいふことなるを  
其の趣ありて自らいふことなるをいふことなるを  
出行する所をいふことなるをいふことなるを  
十月七日

一十月朔より十日迄  
別冊に記す

一十月朔より十日迄  
別冊に記す

十月朔日

同日の事

船乗地名の事  
十月朔日

熊耳地名文字熊名也字一熊身内年以り名  
書江敷集と一は終ふんし思込所也  
柳く年と一有の北也て終中以後左私  
一は了也まじ其種尚こりて其存也  
平ら名おりて終敷也て終名以上

丙  
十月

好水り

右之記此也上より為りたてしよりおはる也  
熊耳地名有る海邊に河内中にお城あり

假名書に世名と二字より改て度いふ海に  
山島也と年とちなる海にても熊耳地を  
皇朝地中一層一太島あり人知事旧  
島洲も多し其年成りて何れ西向す相  
成りも五歳七歳迄は國に新し軒改り也  
又一つにう有りて成りて上之の天皇と和  
洞六年五月諸國郡郷若美好字に推  
こゝの今もその名を連綿との令終り

と申すもその名法國の村名とて二字に浪  
と申すも二字也字に認め名目もすしおるの旨  
活字ニ文字にお改めらるる期く船名書を  
と名書にのこすしやハリシと屋に改志ヲ  
可二へと遠所歴過と稱。口徳を云ふも  
その名も日本書紀高祖天皇五年の巻に  
イフリサへと何浮梨安陸にりへこと斯梨  
藏之と記し又同六年の巻にへ口へ嶋と祭

貽舟嶋と記し又後世の書りし和漢ニ文字國  
會にカラフトと加良不止ハホロと波保共オ  
カモヒと於加毛以ちと記しハ例、うりあ  
牙穂ともこの名をなすも通る認るにハ  
土地に開ケルに陸の二字又ハ三字と通角  
ふまも自務の字に方今し想をせしめ  
義を存しし重なりがなるお地名に關係  
し物として其の形を辨定せし其人の

至亂時化於其のちささるるものなり  
身化して北史倭國部に俗皆文身自云太  
伯之後とてくなくとて推考人の子  
ウタヒ止後漢書東夷列傳に其兵有牙  
楯木弓竹矢或以骨為鏃男子皆黥面  
文身とてくゆ魏志の倭人傳に今倭水  
人好沈沒捕魚蛤とてくゆとて推考人の凡  
俗に可なり以上日本書紀景行天皇の卷に

東夷之中有日高見國其國人男モ女メ推結文  
身為人勇悍是推曰推考とてく又此の  
吳太伯世家に吳太伯太伯弟仲雍皆用太  
王之子而王季歷之兄也季歷賢而有聖子  
昌太王欲立季歷以下及昌於是太伯仲雍二  
人乃斲荆蠻文身斷髮亦不可用以避  
季歷季歷果立是為王季而昌為文王  
太伯之弟荆蠻自號句吳荆蠻義之後

而歸之千餘家立為吳大伯とありに協し  
ゆも熊奥に帰せしむといふは吳若伯の履  
と云ふ人なりと云ふ事胡の始祖は吳若伯に  
淵と申はるるといふ事胡の淵は吳に淵と  
漢の高祖の事と云ふ事胡の淵は吳に淵と  
兼て申はるるといふ事胡の淵は吳に淵と  
皇國中に一大島にありてはるるといふ事

七道法國に良民と熊奥に民と柳道に民  
と云ふ事胡の淵は吳に淵と  
存るは五ふつ法と云ふ事

五月 乙未

熊奥地名は熊奥にありてはるるといふ事  
乙未

四十二  
十一月二十一日

右次郎

山林者、物以成官、所貴、其外國、三、  
屋、為、此、九、建、方、之、元、極、本、主、而、好、修、治、也、中  
梅、月、相、如、也、有、右、在、所、早、之、出、牛、川、耕、氣  
也、右、地、而、下、同、亦、古、著、法、也、中、百、取、也、以、功、是、其  
外國、古、以、其、勤、之、以、修、級、也、子、以、以、修、也、其、終、也  
右、和、系、也、後、也、書、再、之、以、以、作、修、也、身、世、修、也、  
河、也

右の正方八分の功を以て人々の心を安んずるに

山林者なり

山林者なり

山林者なり

山林者、物以成官、所貴、其外國、三、  
屋、為、此、九、建、方、之、元、極、本、主、而、好、修、治、也、中  
梅、月、相、如、也、有、右、在、所、早、之、出、牛、川、耕、氣  
也、右、地、而、下、同、亦、古、著、法、也、中、百、取、也、以、功、是、其  
外國、古、以、其、勤、之、以、修、級、也、子、以、以、修、也、其、終、也  
右、和、系、也、後、也、書、再、之、以、以、作、修、也、身、世、修、也、  
河、也

川井と松初書後以書取不伴取也  
此部ハ一河に依り別紙の書取了  
右地取の河に依り取本並陽子  
以上高の河に依り日限不  
其極方の子記句  
川流下中物  
以上

十一日

右河の河に依り取本並陽子  
其極方の子記句  
川流下中物  
以上

世宗

世宗

世宗

世宗

依之別紙之書取了之序等々其先世より  
之類之由却之より却之由却之由却之由  
合之より却之由却之由却之由却之由以上

二月六日

二月十日右様申す事有之候事

此より

此より  
此より

此より

此より  
此より  
此より

二月十日

此より

貴

詳書類

六百六拾五冊



二百七十九丁

同目錄

三冊

二百七十九丁

續群書類從

六冊

二百七十九丁

同目錄

三冊

二百七十九丁

日本通記

三冊

二百八十九丁

百練抄

拾四冊

二百八十九丁

令義解

拾冊

二百八十九丁

類聚家名抄

八冊

二百七十九丁

名實抄

六冊

二百七十一

類聚之代格の四 五冊

二百丁巻

之廣多葉集

抄冊

五拾丁

今之書より万丁一巻

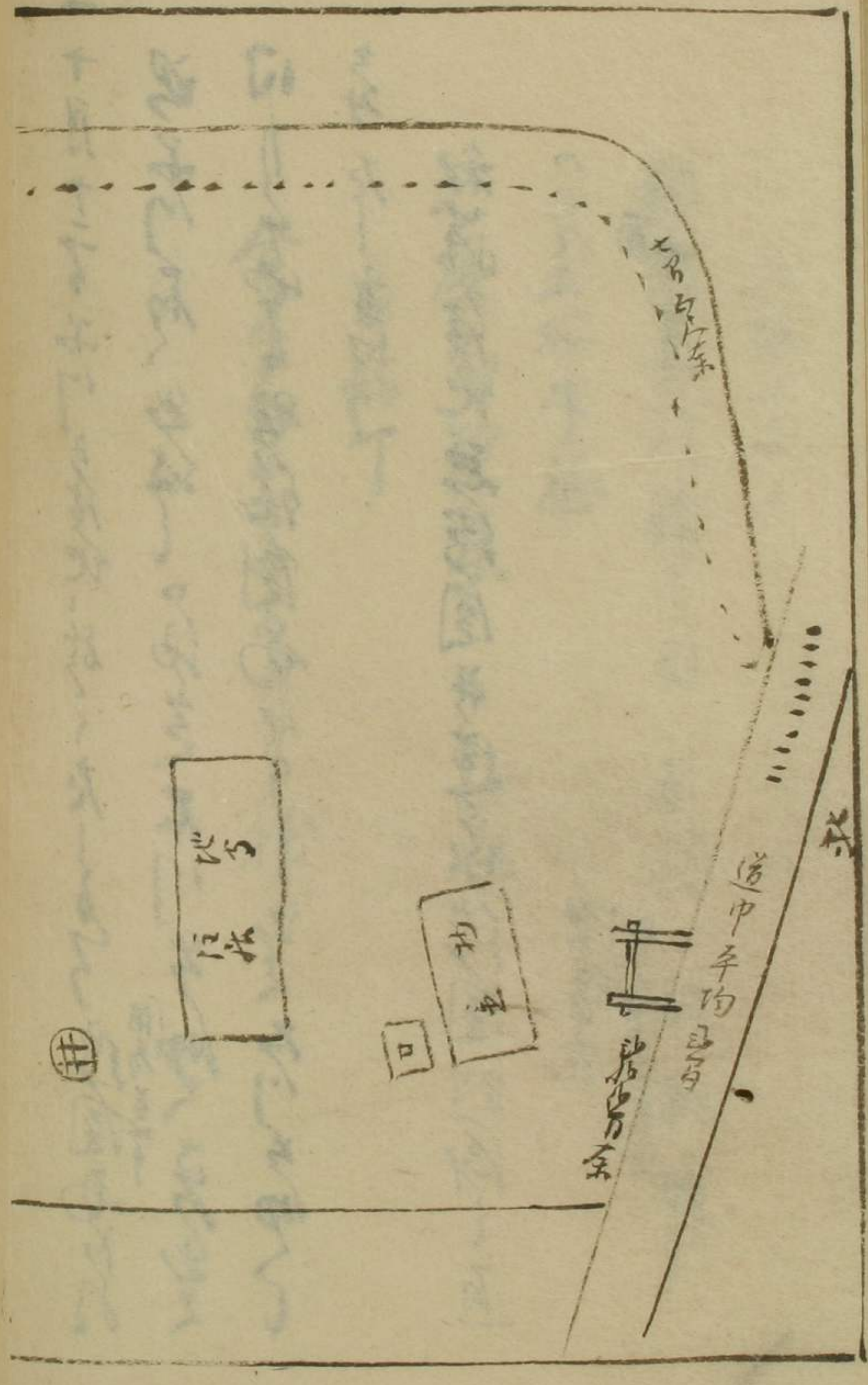
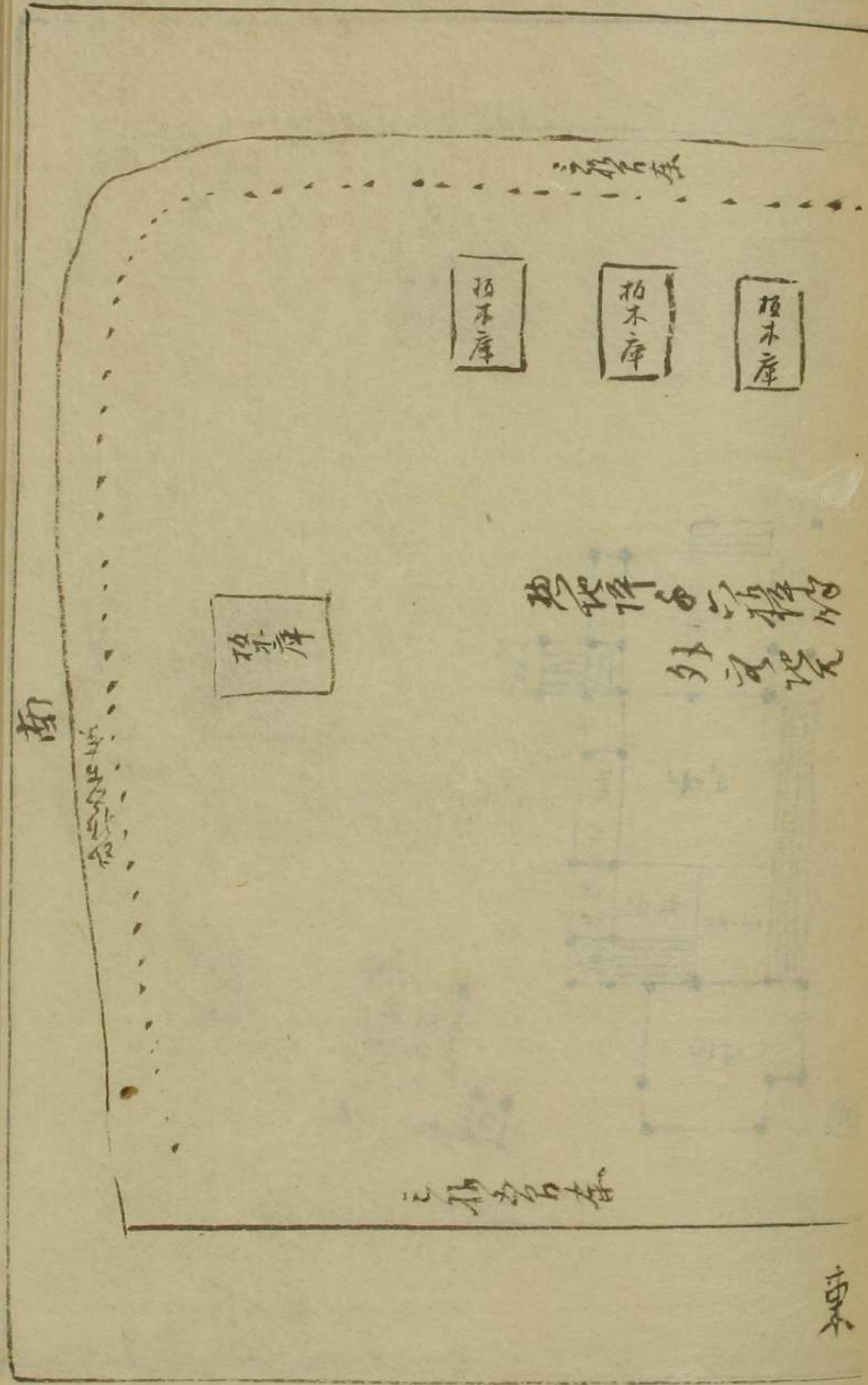
一十月十二日五門の居地に於てたより終園あり  
以て其の所に出候しゆは之五門を御入り  
日りに申すは終園ありしに之五門を御入り  
申すたより

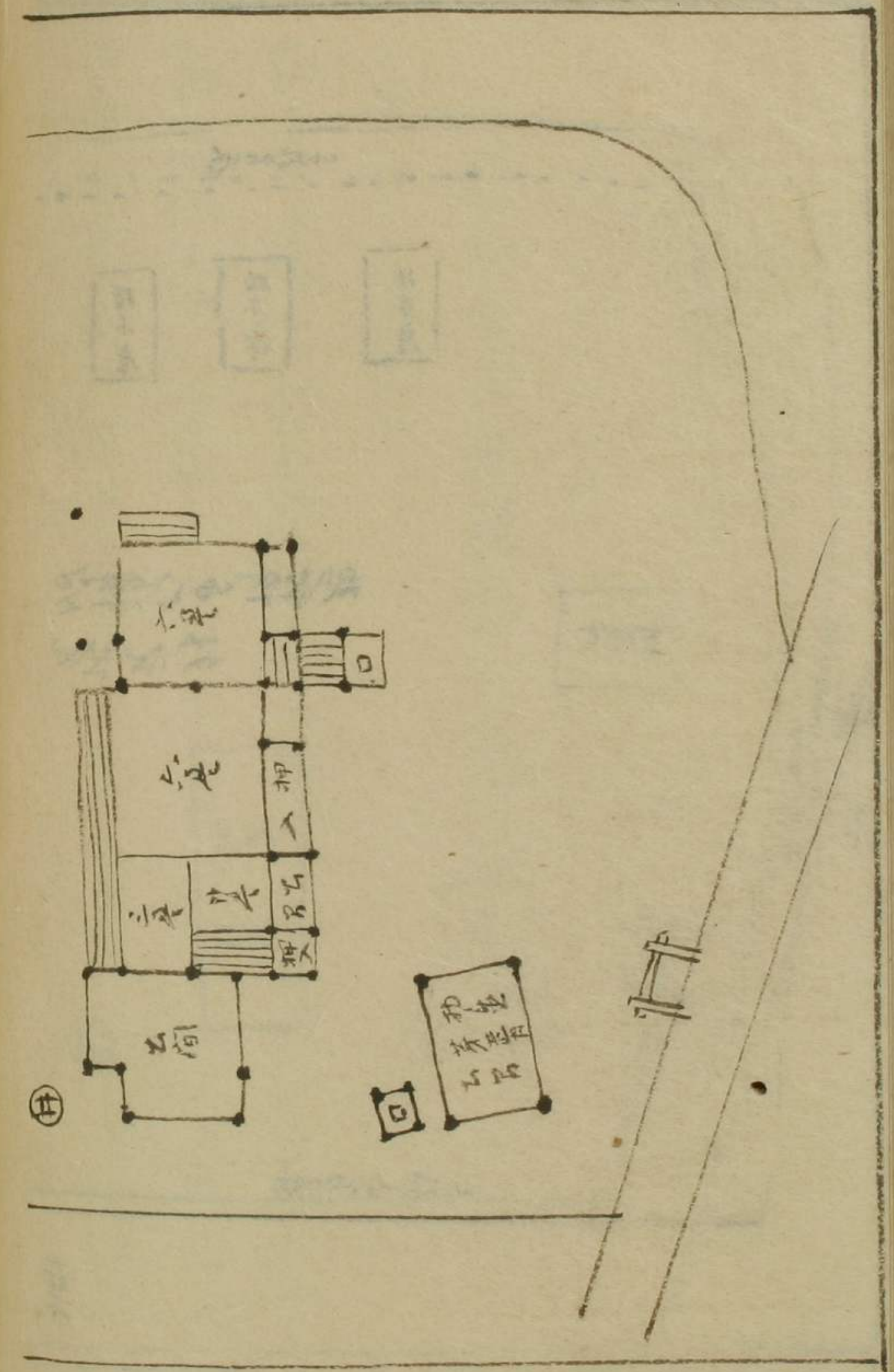
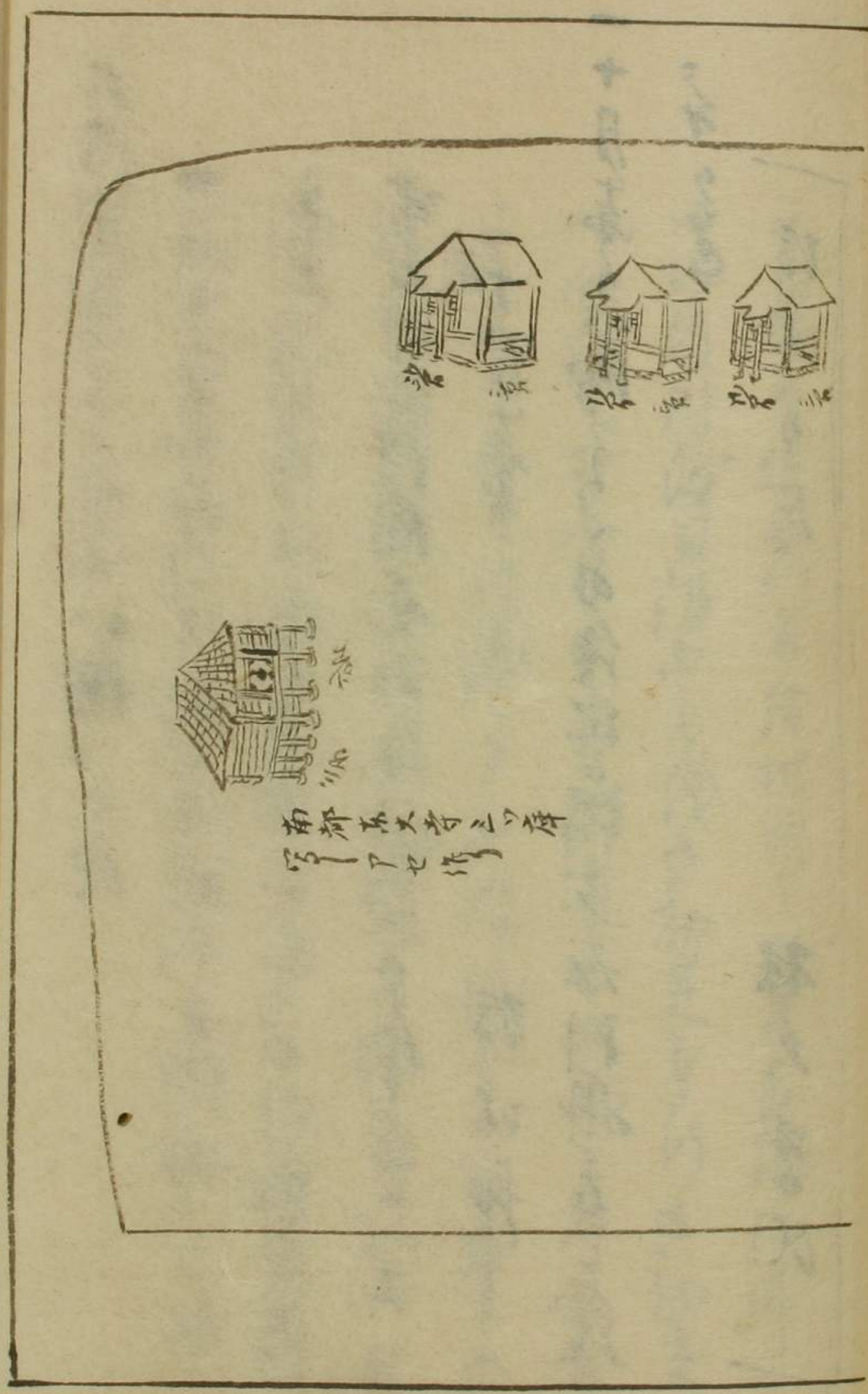
和語終地終園并連家終園別御之通

の産以上

十月

終園あり  
和字終園あり  
終園あり  
終園あり





古河園西より水尾の河に於て

一此十下品川より遊過地不五調抄の古河  
定石川右柳法庵有法神の圖より別紙の通  
書封お流修國西お流川流の神の公望

酉  
十日十時

法以神

一十月十時の河より、水尾に於て川と岸に柳の方を  
よりて

法以の河

林六學氏

生流是迄石川有法地所、柳と至陽の柳の  
上地河川流日流の、法以神と法以神と  
此佛殿の打合と、生流神方より神向より生合  
二生之分也、河川より及法合の神有る也  
代流神方より神より、河川と法以神と日  
限、後早より神格様神より、神より此神方  
の、神より神より

二日十時

右内達より川内入るる途に川井以浪遊遊所  
西に達するに於て船を以て舟に換へて舟に換へて  
舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて

十一月十六日

舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて

林大景次

舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて  
舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて  
舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて  
舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて  
舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて

十一月十六日

舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて

舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて

舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて

十一月廿日

舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて

舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて  
舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて  
舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて  
舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて  
舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて舟に換へて

吾にこそ教ふべしと云ふ名は明かす時を  
即能同也

其後より、初め初め之を交ゆ此を乃  
白ひはしてこそはるる手代のこころの  
方より代へてこそゆくハ世か明かす時を

一十一日廿二日 河内内達

坊より也

抄出早也

是世たすよ別紙に一通戸内なる言す

取調今使中こころを尋ねて

十一日廿二日

別紙に

抄出早也

中紙 坊より也

此紙のまゝにお成る事能同に文句は月表の  
こころとて尋ねてはるる言す  
坊より早也とて坊より早也とて  
ハ世たすよ別紙に 即能同也

此後、上を望

エリカ

此方の海をうけたるは

林大寺子次郎

おはり

此の文句は西能開の文句の内子代のこと  
と後別紙書付の通りなる此後を  
初め此の文句以上

十一月廿二日

西能開の文句の内子代のこと  
とも云ふ所は新入の衣とて後、  
衣裳と云ふるは、  
と云ふことありしと云ふは、  
てまうりたることありしと云ふは、  
の事なり

四十四  
十一月廿二日



行水りぬ

林本學子次

中達の儀有し多分以守本日五時平終  
我宅よりお勤此處中達以上

十一月廿四日

当の初より名代中達以上

右方十一月廿五日中達以上

行水部

今般

四五

十一月廿五日

中達以上

御禮身初終献上

太平是丹終終日

此品川寺の初終身初終献上

五日終終終終終終終終終終終終終終終終

同日終終終終終終終終終終終終終終終終

之中終終終終終終終終終終終終終終終終

川右即中終終終終終終終終終終終終終終終

丁巳年... 此後...

丙子年...

丁巳年...

一十二月廿五日... 丙子年...

丙子年... 此後...

丙子年...

丙子年... 此後...

丙子年...

丙子年...

丙子年...

丙子年...

丙子年...

其子最切... 相成... 花

小松

右通... 山

十二月

十二月廿五日... 初上

科... 科

科

科

科

科

科

科

る高言の之終... 柳堂... 花の道...  
...  
...  
...  
...  
...

工下り...

一浪...

...

一浪...

...

一浪...

...

一浪...

...

一浪...

...

一浪...

...

一浪...

...

一浪...

...

...

...

...

...

...



十二月廿九日

一十二日廿九日

林大學院

元元... 別... 通... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...

十二月廿九日

十二月廿九日

林大學院

十二月廿九日

林大學院

十二月廿九日... 十二月廿九日... 十二月廿九日... 十二月廿九日... 十二月廿九日... 十二月廿九日... 十二月廿九日... 十二月廿九日... 十二月廿九日... 十二月廿九日...

有し其後居るに由所りし其の如し太  
 地より後言ふ事あり其言は限りし限  
 字より至りし事あり其後此限及び  
 此言の如し

百 十二日ノ事ナリ

の事あり其後此限に由所りし其の如し太  
 地より後言ふ事あり其言は限りし限  
 字より至りし事あり其後此限及び  
 此言の如し

其言の如し其後此限に由所りし其の如し太  
 地より後言ふ事あり其言は限りし限  
 字より至りし事あり其後此限及び  
 此言の如し

是

其言の如し

一少の如し

其言の如し其後此限に由所りし其の如し太  
 地より後言ふ事あり其言は限りし限  
 字より至りし事あり其後此限及び  
 此言の如し

其言の如し其後此限に由所りし其の如し太  
 地より後言ふ事あり其言は限りし限  
 字より至りし事あり其後此限及び  
 此言の如し

丙子年

蘇州府志

卷之九

風俗

右法大士... 亦門... 海...

一

一

此... 年...

... 今... 將... 亦... 海... 亦... 亦...

一

一

四九 一... 禮...



高麗在唐也高麗在唐也

高麗在唐也高麗在唐也

金瓶梅

如海 正和 皇紀  
高麗在唐也高麗在唐也  
高麗在唐也高麗在唐也  
高麗在唐也高麗在唐也  
高麗在唐也高麗在唐也

文久元年十二月

高麗在唐也高麗在唐也

高麗在唐也高麗在唐也  
高麗在唐也高麗在唐也  
高麗在唐也高麗在唐也  
高麗在唐也高麗在唐也  
高麗在唐也高麗在唐也

十二月

高麗在唐也

高麗在唐也高麗在唐也  
高麗在唐也高麗在唐也  
高麗在唐也高麗在唐也  
高麗在唐也高麗在唐也

坊以り後

坊以り後  
坊以り後  
坊以り後

坊以り後  
坊以り後  
坊以り後  
坊以り後  
坊以り後

坊以り後

一十二月坊以り後

坊以り後

坊以り後

坊以り後

坊以り後

坊以り後

3

1850  
1851  
1852  
1853  
1854  
1855  
1856  
1857  
1858  
1859  
1860  
1861  
1862  
1863  
1864  
1865  
1866  
1867  
1868  
1869  
1870  
1871  
1872  
1873  
1874  
1875  
1876  
1877  
1878  
1879  
1880  
1881  
1882  
1883  
1884  
1885  
1886  
1887  
1888  
1889  
1890  
1891  
1892  
1893  
1894  
1895  
1896  
1897  
1898  
1899  
1900

3

